建設リサイクル法により(着エ7日前までに)

対象建設工事を行う場合は届出が必要です。

(解体工事、新築・増築工事等、土木工事等)

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

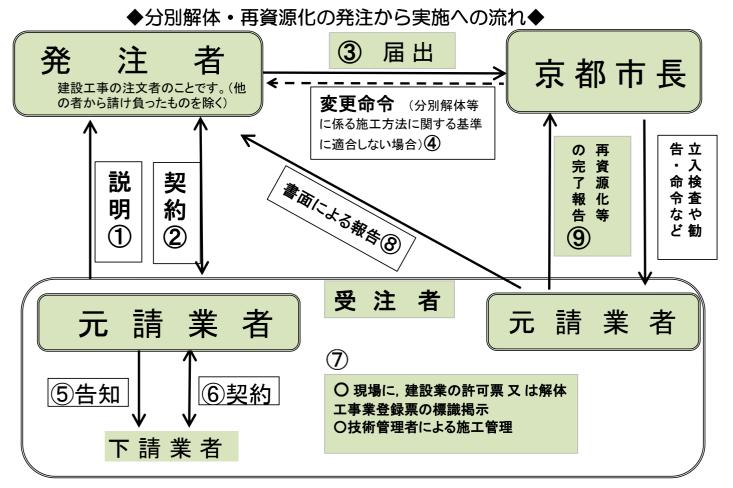
このいずれかを用いた建築物等の解体工事、これらを使用する新築工事等であって、下表の規模の工事が対象建設工事になります。

対象建設工事	工事の種類	規模の	基準
	建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡以上
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡以上
	建築物の修繕・模様替等工事 (リフォーム等)	請負代金の額	1 億円以上
	建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)	請負代金の額	500万円以上

建設リサイクル法 届出済/京都市 令和4年4月1日 04.0001

解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に当該工事を施工しなければならず、新築工事等の場合も、工事に伴って発生する建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工しなければなりません。

また、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施しなければなりません。



京都市内での工事に関する届出の問い合わせはこちら。(HPから届出用紙がダウンロードできます。)

●届出に関すること 都市計画局建築指導部 建築安全推進課

TEL:075-222-3613



HPへは こちらから ●再資源化に関すること 環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課

TEL:075-222-3957



HPへは こちらから